

第 16 回 大阪府・大阪市税務事務連携協議会 概要

開催日時：令和 8 年 7 月 22 日（水） 16：30～17：10

場所：大阪市役所 5 階大応接室

出席者：会長	大武 基（大阪府財務部税務局長）
副会長	井上 典一（大阪市財政局税務総長）
大阪府財務部税務局	池上 成之（税政課長）
	鶴野 益三（税政課参事）
	東田 耕一郎（税政課税務企画補佐）
	竹中 誠一（徴税対策課長）
	山中 弘一（徴税対策課事業税補佐）
	田中 明（徴税対策課不動産補佐）
	国安 一也（徴税対策課自動車税補佐）
	梶 厚子（徴税対策課納税補佐）
大阪市財政局税務部	溝邊 ルリ子（税務部長）
	西岡 みずほ（管理課長）
	三田 明希子（税務企画担当課長）
	又川 正雄（課税課長）
	大曲 寿治（固定資産税担当課長）
	玉造 修一郎（収税課長）

会議の概要：

1 開会

（会長）

本協議会は、平成 24 年に設置し、今年で 15 年目を迎える。この間、デジタル技術の進展等により社会環境は大きく変化し、税務行政の在り方についても大きく変わりつつある。我々は、これらの変化に柔軟に対応し、効率的かつ効果的な税務行政を実現するため、府市の連携・協力体制を構築してきた。

賦課徴収全般にわたる課題等は府・市の税務部門において共通しているところも多いことから、これらの取組や情報共有は、住民サービスの向上や事務の効率化、さらには職員の人材育成にもつながり、適正・公平な賦課徴収及び税收確保にも大きな意味があると考えている。

現在、副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会が開催されているが、同協議会の動向等も注視しつつ、今後とも、適正・公平な賦課徴収と税收確保という税務行政の責務を果たしていくため、大阪府、大阪市に共通する税務上の諸課題について、より一層、協議・調整を進めてまいりたい。

2 議事

（1）法人関係申告等受付窓口の実施状況について

●サービス向上部会から資料説明（資料 1）

納税者の利便性の向上を図るために、平成 25 年 4 月から中央府税務所に府市申告等窓口を設置し、3 月決算法人等の申告受付の繁忙期である 5 月末には、別途、大阪府新別館北館内に特設会場を設け受付業務を行っている。

法人関係申告書の受付実績について、令和 7 年度は大阪府が 11,335 件で前年比 80.6%、大阪市が 8,489 件で前年比 78.4%であり、府市ともに令和 6 年度より受付件数は減少している。近年の実績は減少傾向であるが、これは電子申請、いわゆる eLTAX の利用率が毎年増加しており、その影響によるものと思われる。しかし、中央府税務

所は市内全体受付件数の4割近くを占めるとともに、船場法人市税事務所分室についても、市内全体受付件数の2割以上の受付実績がある。

納税証明書の発行実績について、令和7年度は大阪府が36,068枚、大阪市が5,438枚である。中央府税事務所は前年度より増加し、市内全体の7割を占める。また、船場法人市税事務所分室は、市内全体の5.7%と前年度よりわずかに減少したものの、市内35拠点の中で3番目に多い枚数を発行している。

以上のことから、府市申告等受付窓口は、法人関係申告書の受付や納税証明書の交付において多くの納税者の方にその存在が広く認識されるとともに、利便性の高い拠点として利用していただいております。今後も、繁忙期の対応や円滑な業務執行体制の確保を継続するとともに、納税者サービスの更なる向上に向けて相互に協議を行っていく。

●主な質問、意見等

(大阪府)

法人関係申告書等の窓口での受付件数は減少傾向にあり、eTAXによる申告が増えているということであるが、大阪市全体での直近の利用率はどれくらいなのか。

(大阪市)

令和7年度のeTAXによる申告実績になるが、法人市民税・事業所税合わせて90.2%となっており、令和6年度に比べ、3.4ポイント上昇している。

(大阪府)

大阪府の法人府民税のeTAXによる申告実績はどれくらいか。

(大阪府)

令和7年度の法人府民税のeTAXによる申告実績は90.1%で、令和6年度と比べ、3.0ポイント上昇している。

(2) 法人関係共同調査業務の取組状況等について

●課税部会から資料説明(資料2)

令和7年度は令和6年度に引き続き、大阪府・大阪市がそれぞれ保有する情報を基に事務所等設立の届出書を提出していない法人を捕捉するため、届出書提出の慫慂を行った。

これまで共同調査として実施してきた飲食業等許可申請調査は、必要な労力に見合う結果が見込めないことから令和7年度については共同調査としての実施を停止したため、令和7年度は自動車定置場調査、N T Tデータ調査、薬局調査を実施した。合計で164件の慫慂を実施し、このうち府では42件、市では45件の新規登録の届出があった。慫慂件数に対する新規登録件数の割合は、5割程度であり、課税部会としては一定の効果が得られたものと考えている。

その他の取組として、府市の事務担当者を対象とした法人住民税に係る事例研修を実施している。令和7年度は、2月に大阪府主催で直税課税研修の事例演習及び解説を実施する形式での開催とした。参加者に対して行ったアンケートではN P O法人等の事業年度について参考になったとの意見があった。また、府市の取扱いの違いについて理解できたとの意見があった。

また、令和7年10月13日まで開催された大阪・関西万博における営業参加者について、府市がそれぞれ保有する情報を共有し、府税事務所及び市税事務所各々での申告等慫慂を行った。

令和8年度の法人関係共同調査業務の取組については、引き続き、大阪府・大阪市がそれぞれの調査により新規法人を捕捉するための慫慂文書や互いの団体への提出を求める案内文に、府市双方のHP掲載の様式を案内するチラシを同封し発送する取組を行う。

法人住民税にかかる研修については、府が開催する研修に市の担当者が参加することで、府市間の認識の共有を図るとともに、双方の実務能力の向上のための研修を実施していきたいと考えている。

また、大阪・関西万博における営業参加者について、引き続き府市の情報を共有し、未提出法人等に対して申告

等懲憑を実施していきたい。

●主な質問、意見等

(大阪府)

令和7年度の取組として、大阪・関西万博における営業参加者について、府市がそれぞれ保有する情報として営業参加者リストを共有したと報告があり、令和8年度においても引き続き情報共有を行うとされているが、具体的にはどのような情報が共有され、府市としての取組に活かされているのか教えてほしい。

(大阪市)

令和7年10月13日まで開催された大阪・関西万博における営業参加者については、博覧会協会からリストの提供はなく、公式ホームページに掲載された営業施設一覧や各事業における公募結果から情報を収集する必要があった。そのため、府市それぞれが作成したリストを共有することで、把握できていない営業参加者を補完することができるのと同時に、事務所等開設届の未提出法人に対する懲憑を実施することができた。

また、令和8年度については、それぞれの届出状況を反映したリストを共有し、適正な課税を行うため、引き続き届出や申告書の提出状況の管理に活用していく予定である。

(3) 滞納整理業務に係る取組状況について

●徴収部会から資料説明(資料3)

「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム(中央・船場徴収班)」における、法人関係税の府・市重複滞納事案の処理についての取組状況であるが、主に府・市重複滞納事案の情報を互いに提供することにより、滞納整理を効率的に進め、処理促進を図っている。

令和7年度の取組実績については、中央府税事務所から船場法人市税事務所への情報提供は413件、このうち情報提供を受けて船場法人市税事務所で行ったものは155件、47,864,809円であった。一方、船場法人市税事務所から中央府税事務所への情報提供は111件で、このうち情報提供を受けて中央府税事務所で行ったものは33件、2,478,265円であった。

本取組の性質上、情報提供件数、処理件数、処理税額は年度によって幅が生じるが、効率的な滞納整理に資することから、引き続き情報交換を行ってきたい。

次に、合同研修については、令和8年1月14日水曜日に、大阪市京橋市税事務所において行った。次代を担う滞納整理事務担当者を養成することを目的として、滞納整理事務担当者を対象に、自治大学校研修参加者及び地方税共同機構主催の近畿ブロック徴収事務研修参加者による伝達研修及び事例研究としてグループ討議、ロールプレイングを行った。伝達研修としては、「地方税と他の債権との調整」「これからの地方税財政改革の展望」の講義を行った。参加者は大阪府7名、大阪市17名の計24名であり、研修終了後の受講者アンケートでは、講義については、「講師の話し方や説明が分かりやすかった」、グループ討議・ロールプレイングについては、「具体的な事例について学ぶことができ、今後の業務に活かすことができると感じた」、「意見交換しながら学習でき、理解しやすかった」などの高評価の意見が多く寄せられた。

今年度の取組について、中央・船場徴収班での滞納整理の取組は、一定の実績を挙げていることを踏まえ、継続して実施したいと考えている。また、合同研修についても、受講者からの評価も高いことから引き続き実施したいと考えている。研修内容については今年度の自治大学校研修及び近畿ブロック徴収事務研修を踏まえ検討したいと考えている。

●主な質問、意見等

(大阪府)

昨年度の府市合同研修について研修受講者から好評だったとのことだが、他にはどのような意見があったのか。

また、それらを踏まえ、今年度の府市合同研修は具体的にどのような変更を検討しているのか。

（大阪市）

その他の意見として、「インストラクターにわからない箇所をすぐに質問できたので良かった。」とあった。今年度の府市合同研修についても、講師やインストラクターとの事前打ち合わせを充実させるなど、一層のブラッシュアップを図りたい。

（４）電子申告及び申請手続きの状況等について

●システム部会から資料説明（資料４）

システム部会の開催について、府・市の税務事務システムの運用上の課題や制度改正等への対応状況について、継続的に情報共有を図るため、年１回程度部会を開催している。昨年度は、令和８年２月２７日に開催した。部会では、「電子申告及び申請手続きの状況について」、「機器更新の状況について」、「システム更改・標準化について」、「税制改正への対応状況について」等を議題に、情報交換及び意見交換を行った。議題ごとに主な内容を報告する。

議題１の電子申告及び申請手続きの状況については、大阪府・大阪市それぞれから令和６年度実績の報告を行い、府・市ともに利用率が向上し、手続きの電子化が着実に進展していることを確認した。なお、大阪市においては、個人住民税の申告について、従来の大阪市行政オンラインシステムによる申告に加え、令和８年度分からeLTAXによる申告も可能となった。

議題２の機器更新の状況については、税システムにおける端末機等の更新状況等を情報共有した。大阪府においては、令和７年１２月から令和８年２月末にかけて、府税事務所等に設置している税務情報端末機及びプリンタの更新を行った。端末機は、大半をノート型からデスクトップ型へ見直すとともに、ディスプレイを大型化することで業務効率化を図った。また、所内会議やウェブ会議用などとして利用できるノート型の多目的端末も併せて配備した。プリンタは、用途や必要台数を見直し、複写式帳票についても精査した上で、インパクトプリンタを廃止し、レーザプリンタに統一するとともに、トレイ総数を約３分の２に削減した。大阪市においては、税務事務システムの機種更新を実施し、データ・システム移行や端末展開に伴い年末年始にかけて立会いを行った上で、令和８年１月５日から新環境での運用を開始した。現時点で市民に影響する障害は発生していない。あわせて、文字標準化対応として、大阪市独自文字から国が定める標準文字への移行を実施し、同定不可文字（約２万件）及び手書き補記文字（約９万件）について、戸籍調査や課税資料等に基づき文字を特定した上で、約１０万件の文字置換を完了した。

議題３のシステム更改・標準化については、対応状況を情報共有した。大阪府においては、令和１３年１月の稼働開始に向け、システム更改に係る対応を進めている。令和７年度は、令和８年度の調達に向けて、税務情報システム基本構想や大阪府情報システム全体最適化計画に基づき、調達仕様書及び要件定義書の作成を進めた。令和８年度は、令和７年度に策定した調達仕様書等に対し、システムベンダーへの意見招請、いわゆる RFC を実施し、得られた意見等を踏まえ、入札の実施及び契約締結を行う予定としている。

大阪市においては、標準準拠税務システムへの移行時期について、令和１３年１月の移行を検討していたが、令和７年度に現行事業者以外から情報提供を受け、内容を精査した結果、多額の経費支出に対する説明責任を果たす観点から、複数自治体が利用する政令市向けパッケージシステムを共同利用することで、いわゆる割り勘効果によるコスト削減など、標準化移行の効果を最大限に享受することに加え、入札における競争性を確保し、より良いシステムを調達するため、複数の事業者が参加できるようにすることが重要であると判断した。これらを踏まえ、令和１６年１月までの移行を目指すこととした。

議題４の税制改正への対応状況については、税制改正やeLTAX更改における対応状況を情報共有した。大阪府においては、自動車税環境性能割の廃止及び不動産取得税課税標準の特例に係る対応に加え、自動車税の納税通知書の電子化に向けた対応を進めている。大阪市においては、個人住民税に係る税制改正への対応を進めるとともに、

納税通知書の電子化について、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を対象に対応を進めている。また、大阪府及び大阪市は、ともに eLTAX 5 期更改への対応を進めていることを確認した。

議題 5 のその他として、大阪府及び大阪市それぞれの税務事務における DX の取組状況を情報共有し、意見交換を実施した。

以上、令和 7 年度の報告となるが、申告・申請手続の対象拡大や公金収納のデジタル化、AI 活用など、行政のデジタル化が一層進展する中、大阪府ではシステム更改、大阪市においては標準準拠システムへの移行に向けた検討を行っている。加えて、大阪府・大阪市ともに eLTAX 5 期更改を控えていることから、引き続き、情報交換を行っていく必要があるため、今年度においてもシステム部会を開催していく。

●主な質問、意見等

(大阪府)

説明のあった文字標準化対応(同定不可文字・手書き補記文字の置き換え)について、実施期間・体制及び効率化策として用いられた手法をご教示いただきたい。

(大阪市)

昨年 8 月頃から常時 4 人で、作業方針の策定及びシステム上の文字置き換え作業を進めた。戸籍調査等は主に市税事務所が担い、同定文字の確認作業は本庁のシステム部員 18 名で対応した。対象者の抽出や補記台帳への記録には RPA を活用することで事務を効率的に進めた。

(大阪市)

説明のあった税制改正への対応状況について、大阪府では、『納税通知書の電子化』について、いつからシステム対応されるかをご教示いただきたい。

(大阪府)

納税通知書の電子化は、法人の納税者は令和 9 年 4 月から、個人の納税者は令和 10 年 4 月から eLTAX を通じて電子送付希望を申請することができることとされており、大阪府においては、eLTAX での開始にあわせて、自動車税納税通知書の電子送付希望に対応することとしている。

3 閉会

(副会長)

ただいま各部会から報告いただいたが、日ごろから大阪府・大阪市の担当において、共通する課題について情報共有し、連携して取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

今後も各担当において、日常的にコミュニケーションをとって、課題の解決に向けしっかり連携・協力いただきたい。

協議会冒頭の会長の挨拶にもあったが、現在、副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会が開催されている。府市を取り巻く環境は引き続き大きく動いているが、適正・公平な賦課徴収を行い、税収を確保することが、税務部門における府民・市民のための最大のサービスであることを念頭に置きつつ、様々な課題に対し、大阪府・大阪市の税務部門が一層の協力をしていかなければならない。